

# PayPay カード（PayPay 決済用）会員規約

旧	新
<p>第1章 一般条項</p> <p>第1条（サービスの概要）</p> <p>1.当社は、次の各号に定めるクレジットサービス（以下、これらを合わせて「本サービス」といいます。）を提供します。本サービスは、会員の入会により、PayPay アプリの支払方法の管理に追加されます。また、会員は、PayPay が提供する PayPay アプリの支払い方法として、PayPay カード（PayPay 決済用）が登録され、通常使うお支払い方法として設定されることに承諾するものとします。</p> <p>(1)当社は、本会員に対し、QR コードを提示等してクレジット決済を行うことのできるサービス（以下、「PayPay カード（PayPay 決済用）」）を提供します。</p> <p>(2)当社は、会員に対し、第1号のサービスに付随して、①会員メニュー内で発行・表示されるクレジットカード又は②券面が発行・貸与されるクレジットカード（以下、「PayPay カード券面」といいます。）を提示等してクレジット決済を行うことのできるサービス（以下、①と②を併せて「PayPay カード」といいます。）を提供します。②のカードは、ウェブサイトを通じて本サービスに申し込んだ本会員、及び、本サービスへの申し込みと同時に又は入会後に発行・貸与を申し出た会員に対して発行・貸与されます。</p> <p>2.PayPay あと払い（一括のみ）をご利用中の方は、本サービスに申し込み、当社が承諾することにより本サービスを利用することができますが、入会後は PayPay あと払い（一括のみ）を新たに利用することができなくなります。ただし、本会員に PayPay あと払い（一括のみ）に未払いの債務が残存する場合、支払済みまで、「PayPay あと払い（一括のみ）サービス利用規約」に従うものとします。</p> <p>3.国際ブランドは、本会員が本サービスの申し込みと同時に第1項第2号②の発行・貸与を申し出た場合、JCB、VISA、Mastercard の中から選択でき、本サービスの申し込みと同時に第1項第2号②の発行・貸与を申し出なかった場合、JCB となります。</p> <p>4.家族カードに関する条項（第2条第3項から第5項及びその他の条項）、キャッシングに関する条項（第3章及びその他の条項）及びETCカード（第25条第2項）は、それぞれのサービスを当社所定の方法により申し込み、当社が承認をした会員</p>	<p>第1章 一般条項</p> <p>第1条（サービスの概要）</p> <p>1.当社は、次の各号に定めるクレジットサービス（以下、これらを合わせて「本サービス」といいます。）を提供します。本サービスは、会員の入会により、PayPay アプリの支払方法の管理に追加されます。また、会員は、PayPay が提供する PayPay アプリの支払い方法として、PayPay カード（PayPay 決済用）が登録され、通常使うお支払い方法として設定されることに承諾するものとします。</p> <p>(1)当社は、本会員に対し、QR コードを提示等してクレジット決済を行うことのできるサービス（以下、「PayPay カード（PayPay 決済用）」）を提供します。</p> <p>(2)当社は、会員に対し、第1号のサービスに付随して、①会員メニュー内で発行・表示されるクレジットカード又は②券面が発行・貸与されるクレジットカード（以下、「PayPay カード券面」といいます。）を提示等してクレジット決済を行うことのできるサービス（以下、①と②を併せて「PayPay カード」といいます。）を提供します。<u>PayPay カード券面は、本サービスへの入会と同時に発行・貸与されます。なお、2024年5月28日以前に入会した会員については、別途、PayPay カード券面の発行・貸与を申し出た場合に PayPay カード券面が発行・貸与されます。</u></p> <p><u>2. PayPay カード券面は、本会員が申込を行った国際ブランドマークを搭載したカードとし、当社は、会員が申し込み又は申し出を行った PayPay カード券面を発行し貸与します。</u></p> <p>3.家族カードに関する条項（第2条第3項から第5項及びその他の条項）、キャッシングに関する条項（第3章及びその他の条項）及びETCカード（第25条第2項）は、それぞれのサービスを当社所定の方法により申し込み、当社が承認をした会員に適用されます。</p>

に適用されます。	
2024年3月25日	<u>2024年5月29日</u>